

平成30年度 第K-1号

クリーンセンター滋賀第4期施設整備工事

入 札 説 明 書

平成30年4月

公益財団法人 滋賀県環境事業公社

平成30年4月9日に公告した制限付き一般競争入札（総合評価方式）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 工事概要

- (1) 工事名 平成30年度第K-1号 クリーンセンター滋賀第4期施設整備工事
- (2) 工事場所 甲賀市甲賀町神
- (3) 工事概要 掘削工 243,280m³、遮水工（モルタル吹付工 16,469m²、セメント改良土 1,419m³、ベントナイト改良土 3,184m³、遮水シート 25,552m²、シート固定工一式、漏水検知システム 6,622m²）、地下水集排水設備工 1,808m、雨水集排水設備工 1,782m、浸出水集排水設備工 855m、左岸管理用道路工 310m 他
- (4) 工期 契約締結日より5日以内の日から平成32年1月31日まで
- (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表します。ただし、不調の際には非公表とします。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請時に技術提案書等の資料を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用しています。
- (7) 総合評価にかかる技術提案等の範囲、基本性能および施工条件
 - ア 技術提案を求める範囲は以下のとおりです。
 - (ア) 着目点に対する技術提案「施工管理」、「目的物の品質①②③」
 - (イ) 企業の施工能力「工事成績等」
 - (ウ) 企業の地域性・社会性 「防災協定の締結」、「県内営業所の有無」、「県内企業の下請活用」、「県産材の使用」
 - イ 基本性能および施工条件は、入札説明書、特記仕様書および図面等（以下「設計図書」という。）のとおりで。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式を採用しています。契約にあたっては、「公益財団法人滋賀県環境事業公社建設請負契約約款」に第19条の2として、以下の条項を加えることとします。なお、契約後VE方式に関する詳細な事項については、「一般土木工事等共通仕様書付則（平成28年4月滋賀県土木交通部）」をご覧ください。

（工事の施工に係る受注者の提案）

第19条の2 受注者は、この契約後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更に
ついて、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、提案の全部または一部が適正であると認めるときは設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要と認められるときは請負代金額を変更しなければならない。

2 入札に参加する者に必要な資格

競争参加希望者は、公告の日において、次に掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。

(1) 共同企業体としての要件

- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 構成員は、2者であること。
- ウ 経営の形態は、共同施工方式であること。
- エ 1構成員の出資比率は、30%以上であること。

(2) 共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件

- ア 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（以下、「名簿」という。）の登録業種が土木一式工事であり、かつ対応許可業種が土木一式工事に登録されている者であること。（この公告の日（以下「公告日」という。）において有効であり、かつ、最新のものに限る。）
- イ 特定建設業（土木一式工事）の許可を有する者であること。
- ウ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。
 - (ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - (エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - (オ) 銀行取引停止処分がなされている者

エ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

- (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から公益財団法人滋賀県環境事業公社との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

オ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

- カ この競争入札に関し、他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ この工事に係る設計業務の受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。
- (3) 共同企業体の代表構成員が満たすべき要件
- ア 出資比率が他の構成員を上回ること。
- イ 県内に主たる営業所を有する者にあつては、名簿における土木一式工事にかかる総合点数が1,270点以上であること。その他の者にあつては、経営規模等評価結果・総合評定値通知書における土木一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）。
- ウ 公告日の前日から起算して前15年以内の期間（以下「前15年間」という。）に、次の（ア）および（イ）の要件を満たす工事（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）を単体で、または共同企業体の構成員（出資比率が20%以上の者に限る。）として元請契約し、施工し完成させた実績を有すること。
- ただし、（ア）と（イ）の施工実績は同一工事、または別工事でも良い。
- （ア）地方公共団体またはそれに準じる機関（公社、事業団、事務組合等）が発注した陸上の一般廃棄物最終処分場または管理型産業廃棄物最終処分場における遮水シートの施工面積が15,000㎡以上の施工実績を有すること。
- （イ）地方公共団体またはそれに準じる機関（公社、事業団、事務組合等）が発注した陸上の一般廃棄物最終処分場または管理型産業廃棄物最終処分場におけるベントナイト改良の施工量が1,500㎡以上の施工実績を有すること。
- エ 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。
- （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく適正な資格を有すること。
- （イ）前15年間に2（3）ウ（ア）に掲げる要件を満たす工事に主任技術者または監理技術者として、着手から完了まで従事した経験を有すること。
- （ウ）監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有するとともに、「監理技術者講習修了証」の交付を受けていること。
- (4) 共同企業体の構成員（代表構成員を除く。）が満たすべき要件
- ア 県内に主たる営業所を有する者であること。
- イ 名簿における土木一式工事にかかる総合点数が1,005点以上であること。（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）
- ウ 建設業法に基づく適正な主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。
- (5) 本工事に係る技術提案書を提出し、その内容が適正であること。なお、技術提案書の資料の作成にあたっては、入札説明書、入札説明書（別紙-1）、特記仕様書および図面等を参考とすること。

3 入札説明書等の閲覧および配布

- (1) 担当部局 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀
〒520-3411 滋賀県甲賀市甲賀町神645 電話：0748-88-9191
- (2) 紙による閲覧

入札説明書等は、次の期間および場所にて閲覧します。なお、紙での配布は行いません。

ア 閲覧期間 平成30年4月9日（月）から平成30年6月7日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）。

イ 閲覧場所 (1)の担当部局に同じ

(3) 電子による閲覧および配布

公益財団法人滋賀県環境事業公社ホームページ (<http://www.shiga-kj.com/>)からダウンロードが可能。なお、ダウンロードにより取得した図面等が不鮮明でわかりにくい場合は、上記(1)の閲覧場所にて閲覧してください。

4 競争参加資格の確認等

(1) 提出資料等の受付

提出資料等については、受付期間内に持参により提出してください。郵送等その他によるものは受けません。

| 順番 | 書類 | 提出方法 |
|----|---|------|
| 1 | 競争参加資格確認申請書（様式3-1号） | 持参 |
| 2 | 目録（別紙様式1） | 持参 |
| 3 | 構成員ごとの誓約書（別紙様式2） | 持参 |
| 4 | 工事の施工実績を記載した書面（様式2-1号）。ただし、2件以内とする。 （入札公告「2 競争参加資格(3)ウ」および入札説明書（別紙-1）「(2) 工事成績等」に定める工事の施工実績） | 持参 |
| 5 | 様式2-1号に記載した内容が確認できる資料 （CORINS の登録内容確認書。ただし、CORINS の登録がない場合には、その工事名、施工場所、工事の内容、受注形態、工期と発注機関および受注者双方の押印等が確認できる資料、JV協定書の写し等も提出のこと。） | 持参 |
| 6 | 配置予定技術者の資格・工事経験を記載した書面（様式2-2号） | 持参 |
| 7 | 様式2-2号に記載した配置予定技術者の資格が確認できる資料 （監理技術者資格者証の写し（表裏両面）、監理技術者講習修了証の写し等） | 持参 |
| 8 | 技術提案 （様式4-1号～4-4号、必要に応じて様式4-1号＜参考資料＞～4-4号＜参考資料＞） | 持参 |
| 9 | 防災協定の締結について記載した書面（様式7-1号） | 持参 |
| 10 | 様式7-1号に記載した内容が確認できる資料 | 持参 |
| 11 | 県内営業所の有無について記載した書面（様式7-4号） | 持参 |
| 12 | 様式7-4号に記載した内容が確認できる資料 | 持参 |

| | | |
|----|---|----|
| 13 | 県内企業の下請活用について記載した書面（様式7-7号） | 持参 |
| 14 | 県産材の使用について記載した書面（様式7-10号） | 持参 |
| 15 | 建設工事共同企業体協定書（様式8号）の正本 | 持参 |
| 16 | 代表構成員の「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」の写し（※県内に主たる営業所を有する者を除く） | 持参 |

ア 受付期間 平成30年4月9日（月）から平成30年5月9日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）。

イ 持参書類の受付場所 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀
〒520-3411 滋賀県甲賀市甲賀町神 645 電話：0748-88-9191

(2) 持参による申請書等の受付時に「競争参加資格確認申請書受付票」を発行します。

なお、この受付票は、申請書等の受付を確認したものであり、申請書等の内容を確認したものではありません。

(3) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項を審査し、参加資格を有すると認められた者を入札参加対象者として確認し、平成30年5月23日（水）に申請者あて「競争参加資格確認通知書」を郵便により発送します。

(4) 期日までに提出資料等を提出しない者、または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができないものとします。

(5) 参加資格がないと認められた者、技術提案を採用しない旨の通知を受けた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者、技術提案を採用しない旨の通知を受けた者は、公益財団法人滋賀県環境事業公社理事長に対して、書面によりその理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成30年5月28日（月）までに、4(1)イの担当部局に持参により提出することとします。

イ アの説明要求に対しては、書面により平成30年6月4日（月）までに回答します。

(6) 入札参加資格の確認の取り消し

入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当することになったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア この入札に参加する資格を欠くこととなったとき

イ その他特に入札に参加させることが不適当と公益財団法人滋賀県環境事業公社理事長が認めるとき

(7) その他

ア 提出資料等は、4(1)の別添様式により作成してください。

イ 提出資料等の作成ならびに提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出資料等は、競争参加資格の確認および技術審査のみに使用します。

エ 提出資料等は返却しません。

オ 提出資料等に関する問い合わせ先

場所 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀
〒520-3411 滋賀県甲賀市甲賀町645 電話:0748-88-9191

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

競争参加者は、価格および技術提案等をもって入札に参加し、次のアおよびイの要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがあります。

また、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「加算点」および「施工体制評価点」の配点は入札説明書（別紙-1）によります。

イ 次に掲げる評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術提案の評価に応じ加算点を与えます。なお、総合評価に関する具体的な内容等は入札説明書（別紙-1）によります。

(ア) 着目点に対する技術提案

【施工管理】：埋立作業に支障のないよう、安全かつ早期に掘削運土作業を完了させるための提案（様式4-1号）

【目的物の品質①】：遮水シートの折れ点および接合部等における確実な遮水機能を確保するための提案（様式4-2号）

【目的物の品質②】：ベントナイト改良土の天候悪化による遮水機能低下を防ぐための提案（様式4-3号）

【目的物の品質③】：漏水検知システムの運用負荷を低く抑えるための提案（様式4-4号）

(イ) 企業の施工能力

a 工事成績等

発注者が定める要件を満たす工事で共同企業体の代表構成員の施工実績について、今回の工事の配置予定技術者が「主任技術者または監理技術者として従事した実績の有無」により評価を行うので、対象工事の配置技術者を確認できる資料を提出してください。

b 防災協定の締結（様式7-1号）

共同企業体の代表構成員による防災協定の締結の有無を、「様式7-1号」に記載してください。なお、公告日を含む年度において、防災協定を証明する書類類を提出してください。（入札説明書（別紙-1）による。）

c 県内営業所の有無（様式7-4号）

地域における経済波及効果について、代表構成員の県内営業所の有無を評価します。名簿に登録されていない営業所により本評価項目の営業所として申請する場合には「様式7-4号」と合わせて「建設業許可証明(確認)書」や当該営業所の所在地が県内であることが確認できる資料を提出して下さい。（入札説明書（別紙-1）による。）

d 県内企業の下請活用（様式7-7号）

発注工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価します。提出は「様式7-7号」に記載してください。（入札説明書（別紙-1）による。）

e 県産材の使用（様式7-10号）

様式7-10号「県産材の使用」で指定した主要資材について、県産材（滋賀県内の事業所（工場）で納入時の姿に製造された工事用資材）を使用する場合に評価点を加算点として与えます。

評価対象とする主要資材については、「入札説明書（別紙-1）」を参照ください。

ウ 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認を行い、施工体制評価点を与えます。なお、詳細は入札説明書（別紙-1）によります。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、競争参加者の「標準点」と、上記イによって得られる「加算点」および「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行います。評価値は、便宜上、入札価格を億円単位とし、小数第4位以下を切り捨て、小数第3位までの表示とします。

(3) 「着目点に対する技術提案」について

入札公告の記4(2)イ(ア)に掲げる技術提案について、技術的事項に対する所見を様式4-1号に記載してください。なお、技術提案書の枚数は、上記4(2)イ(ア)に示す評価項目の着目点について、A4用紙片面1枚以内としてください。2枚以上となっている場合は、2枚目以降の記述内容については評価しません。

また、技術提案（様式4-1号～4-4号）の内容審査時は白黒コピーで使用いたしますので、その旨ご了知の上で作成してください。

(4) 技術提案書に対する審査内容

施工方法の成立性、適用性に関する技術的所見

(5) 技術提案書の採否等

ア 当該工事の技術提案書が適正であること。技術提案書の記載内容が適正でない（未記載を含む。）場合は、競争参加資格を認めません。

イ 技術提案書の採否等については、4(3)の「競争参加資格確認通知書」に記載して通知します。

なお、競争参加資格が確認された者は、技術提案書に基づく施工計画により入札を行うことを条件とし、これに違反した者は入札を無効とします。

(6) 技術提案書作成に関する説明会は開催しません。

(7) 技術提案書のヒアリングを行う場合があります。行う場所の日程については、競争参加資格確認申請書提出者に後日通知します。

(8) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事施工中および工事完了後において、履行状況について検査を行います。受注者の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、工事成績評定を減ずることとします。（詳細は入札説明書（別紙－1）による。）

なお、技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、契約違反として取り扱う場合があります。

(9) 実施上の留意事項

ア 技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りではありません。

なお、発注者は、技術提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。ただし、落札者の技術提案については、採用した理由を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあります。

イ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する請負人の責任が軽減されるものではありません。

ウ 技術提案書に虚偽の記載をした者は、当該工事の競争参加の資格を認めません。

また、資料に虚偽の記載をした者の行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

エ 技術資料の作成および提出に要する費用は、提出者の負担とします。

オ 加算点、施工体制評価点および評価値については落札決定後、公表します。評価項目別の評価点内訳については、公表しません。

(10) 契約変更の取り扱い

ア 総合評価方式に係る契約変更

契約締結後に入札時の技術提案を満足させる施工計画書の提出を受け、発注者は内容を確認しますが、請負金額の変更は行いません。

ただし、次の場合に、発注者と請負者の協議のうえ、発注者が認めたものについては、契約変更の対象とします。

(ア) 不可抗力（地震・風水害）によって地形が変化し、数量に変更がある場合

(イ) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって新たな対策が生じた場合

イ 契約後VEに係る契約変更

発注者が提案を採用する場合は、変更契約を行うものとします。ただし、契約後VEの提案範囲は、総合評価に係る提案の範囲を除くものとします。

(11) 技術提案の採否に対する説明等

4(5)のとおりです。

(12) 非落札理由に対する説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）以内に、書面により、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができます。

なお、当該書面は、6(1)の担当部局に持参により提出することとします。

契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）以内に、書面により回答します。

6 入札に関する質問および回答

(1) 質問受付

ア 受付場所 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀

〒520-3411 滋賀県甲賀市甲賀町神645 電話：0748-88-9191

イ 期 間 平成30年4月9日（月）から平成30年6月1日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）。

ウ 質問書の提出方法

質問書の提出方法は、書面により持参または郵送とすること（上記受付期間中に到着するものに限る。）。なお、質問書の提出がない場合、質問はないものとみなします。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧するとともに、公益財団法人滋賀県環境事業公社ホームページに公開します。

(ア) 閲覧場所 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀

〒520-3411 滋賀県甲賀市甲賀町神645 電話：0748-88-9191

(イ) 閲覧期間 平成30年4月9日（月）から平成30年6月7日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）。

7 入札手続

入札については公益財団法人滋賀県環境事業公社会計規程、滋賀県建設工事執行規則および滋賀県建設工事等入札執行要領により執行します。

入札会場に入場するには事前に交付している競争参加資格確認通知書、入札書および積算内訳書が必要です。また、代理人が入札する場合は委任状の提出が必要です。

なお、「入札書」、「積算内訳書」および「委任状」については、競争参加資格確認通知書に添付して送付します。

(1) 担当部局 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀

〒520-3411 滋賀県甲賀市甲賀町神645 電話：0748-88-9191

(2) 入札方法 直接入札

(3) 入札および開札の日時、場所等

ア 日時 平成30年6月8日(金) 午前10時00分

イ 場所 公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀 浸出水処理棟2階研修室

(4) 入札執行回数 2回を限度とする。

(5) 郵便入札は認めません。

(6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(7) 積算内訳書

入札書と同時に積算内訳書を提出してください。積算内訳書は、発注者が提示したものを使用すること。

なお、積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行います。確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とします。

ア 積算内訳書の提出がない場合。

イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。

ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

エ 積算内訳書に会社名・代表者職名・代表者氏名等の必要事項の記入がない場合。押印がない場合。

オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。

カ 積算内容が適当でない場合。

ただし、すべての入札者について積算内訳書が提出されたことの確認および必要事項の記入・押印の確認を行います(検算は行いません)。確認の結果、不備があった場合、入札は無効となります。

(8) 予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札決定しない場合には再入札を行います。

イ 再入札の際には積算内訳書の提出は不要とします。ただし、再入札において落札候補者となった場合には1回目の入札時に提出した積算内訳書を確認することとし、上記7(7)に該当した場合は無効とします。

ウ 失格または無効となった者は再入札に参加することはできません。

(9) 落札者の決定方法

上記5(1)に定める評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たす入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがあります。また、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(10) 総合評価方式における低入札価格調査の実施

- ア 上記5(1)に規定する落札者の決定にあたっては、地方自治法施行令第167条の10第1項に定める低入札価格調査制度を適用します。この場合、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者」を「評価値の最も高い者」に、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者」を「予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低制限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者」に読み替えます。
- イ 滋賀県建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書の基準として、調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査審査委員会の審査を経て落札者を決定します。その結果は、後日、入札者全員に対し通知します。なお、落札候補者（調査対象者を含む）には、保留通知発行前に公益財団法人滋賀県環境事業公社より電話またはファクシミリによりその旨を連絡します。また、調査基準価格を下回る入札がない場合には、5(1)により落札者を決定します。
- ウ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても落札者とならない場合があります。
- エ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、必要な資料の提出等、公益財団法人滋賀県環境事業公社が行う調査に協力しなければいけません。
- オ 低入札価格調査を行うにあたり、調査基準価格を下回る入札者が多数となった場合は、複数の調査対象者に対して同時に調査を行うことがあります。
- カ 本入札は、低入札価格調査制度で定められている「STEP1調査における判断基準」における数値的判断基準を設けています。
- (11) 調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件
- ア 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、2(4)で配置する技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任でもう1名当該現場に配置することとします。なお、当該技術者は、2(4)で配置する技術者を補助し、同様の職務を行うものとします。また、当該技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を2(4)で配置する技術者と同様の方法により届け出るものとします。
- イ 契約保証金は、落札金額の10分の3以上とします。

8 遵守事項

滋賀県土木交通部の入札遵守事項（紙入札）による。

9 配置予定技術者について

落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあります。なお、病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして発注者が承認した場合を除き、提出資料等で記載された配置予定技術者を変更することはできません。また、病休、死亡、退職等の特別な理由によりやむを得ず配置技術者を変更する場合においても、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。

その他、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはな

らず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、入札参加停止として取り扱うことがあります。

10 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

ア 入札保証金は免除します。

イ 契約保証金

落札価格の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または公益財団法人滋賀県環境事業公社理事長が確実と認める金融機関の保証をもって納付に代えることができます。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、「公益財団法人滋賀県環境事業公社理事長が認める金融機関」とは、銀行のほか、(ア)～(ウ)に定める金融機関とします。

(ア) 信用金庫：滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、信金中央金庫

(イ) 信用組合：滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合、京滋信用組合、全国信用協同組合連合会

(ウ) その他：商工組合中央金庫、農林中央金庫、滋賀県信用農業協同組合連合会

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

ア 公益財団法人滋賀県環境事業公社会計規程第44条の規定に該当する入札

イ 提出資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 滋賀県建設工事等入札執行要領に違反した入札

(3) 契約の締結

ア 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が、次に該当することとなった場合は、この契約を締結しません。

(ア) 2(2)イ、ウまたはエの要件を満たさなくなった場合。

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合。

イ 契約書作成の要否 要

(4) 支払い条件

ア 前金払 あり

イ 部分払 あり

(5) 現場説明会は行いません。

(6) 設計業務の受託者

ア 2(2)キの「この工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者です。

株式会社建設技術研究所

イ 2 (2) キの「この工事に係る設計業務の受託者と資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次の(ア)または(イ)に該当する者です。

(ア) 当該受託者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

以上